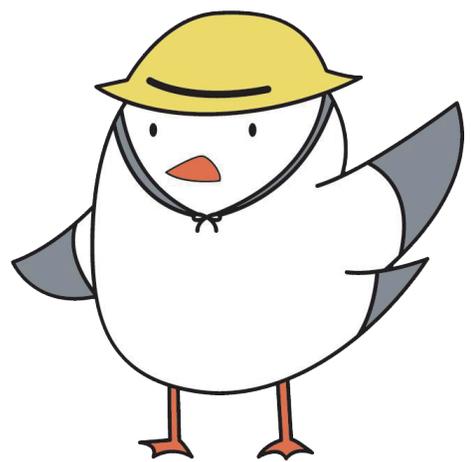




国土強靱化



ゆらりん

春日部市防災キャラクター

第4章

国土強靱化

1. 国土強靱化の概要

(1) 国土強靱化の背景

わが国では、東日本大震災などの過去の災害等に対し、さまざまな策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（2013年（平成25年）法律第95号）」（以下「基本法」という。）が施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

国では、この基本法第10条に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取組を推進しています。

本市においても、本計画を各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

(2) 強靱化を推進する上での考え方

基本構想におけるまちの将来像「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」を強靱化する上での将来像とし、次に示す「国土強靱化基本計画」との調和を図った4つの基本的な考え方を念頭に置き、過去の災害から得られた経験を最大限生かし、市の強靱化を推進します。

本市の強靱化のための基本的な考え方

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(3) 取組推進上の留意点

強靱化計画は、市民や関係機関との*協働により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取組を推進します。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要な事業の見直しを行うなど効果的に推進します。



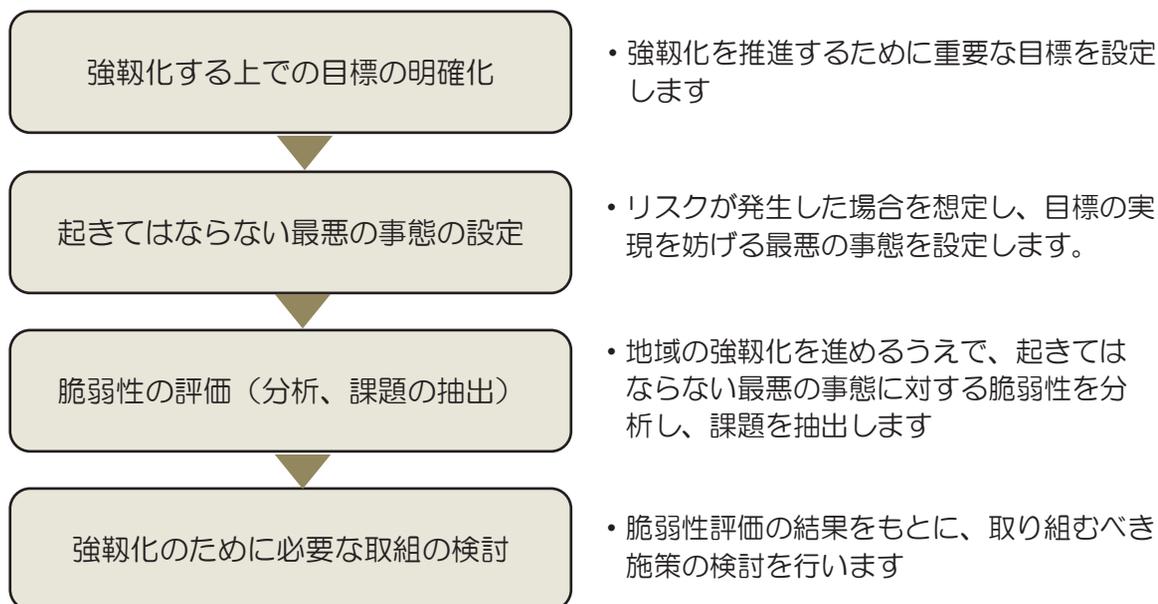
2. 脆弱性の評価

(1) 基本的な進め方

強靱化は、いわば本市の*リスクマネジメントであり、仮に起きれば本市に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、この事態を回避するために何をすべきか、という観点から、全庁的に取組を検討しました。

(2) 評価の手順

内閣官房国土強靱化推進室が策定した「*国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行いました。



(3) 想定されるリスク

埼玉県地域強靱化計画に示されている大規模災害のうち、本市の地域特性を考慮し、以下の3種類の大規模災害によるリスクを想定します。

なお、地震について、本市の最大震度は、県の計画で想定している東京湾北部地震や関東平野北西縁断層帯地震に比べ、茨城県南部地震のほうが大きくなるものの、県内最大震度と同等であるため、同じような被害状況に陥ることと考え、県作成のリスクシナリオを準用します。

大規模災害	災害の規模
地震	茨城県南部地震 東京湾北部地震 関東平野北西縁断層帯地震
洪水	利根川等の一級河川の堤防の決壊
竜巻	国内最大級（F3）の発生



(4) 「備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

「国土強靱化基本計画」および「埼玉県地域強靱化計画」との調和を図り、「備えるべき目標」として8つの目標を設定し、その妨げとなるものとして、24項目の「起きてはならない最悪の事態」を本市の特性を踏まえたものとして設定しました。

備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
a	被害の発生抑制により人命を保護する	a-1	火災や建築物倒壊等により、多数の死傷者が発生する事態
		a-2	浸水や土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
		a-3	列車転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
		a-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者等が発生する事態
b	救助、救急、医療活動により人命を保護する	b-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		b-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		b-3	地域の衛生状態が悪化する事態
c	必要不可欠な行政機能を確保する	c-1	被災等により治安が悪化する事態
		c-2	市職員・施設等の被災により行政機能が低下する事態
d	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	d-1	道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態
		d-2	旅客および物資の輸送が長期間停止する事態
		d-3	情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態
e	生活・経済活動に必要な物資・ライフラインを確保し、早期復旧を図る	e-1	食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態
		e-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		e-3	上・下水道や用水の供給停止が長期化する事態
f	経済活動を機能不全に陥らせない	f-1	農業・産業の生産力が低下する事態
		f-2	金融機能の低下等により、経済活動が停滞する事態
g	二次災害を発生させない	g-1	大規模延焼が発生する事態
		g-2	洪水抑制機能の大幅な低下により二次災害が発生する事態
		g-3	危険物・有害物質等が流出する事態
h	大規模災害後でも迅速な再建・回復ができるようにする	h-1	災害廃棄物・産業廃棄物等の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		h-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		h-3	広域かつ長期的な浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		h-4	労働力の減少および地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態



(5) 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、8つの「備えるべき目標」ごとにまとめました。

備えるべき
目 標

a 被害の発生抑制により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態

- a-1 火災や建築物倒壊等により、多数の死傷者が発生する事態
- a-2 浸水や土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
- a-3 列車転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
- a-4 災害対応の遅延等により、多数の要救助者等が発生する事態

対象の 事態	回避に向けた評価結果
a-1	市内には木造住宅を主とした住宅密集地があるため、一人の犠牲者も出さないよう、道路や公園の整備により、避難路の確保、火災の延焼防止対策や空き家対策を促進し、都市構造全体の防災性を高めていくまちづくりを推進することが緊急かつ重要な課題である。
a-1	切迫性が指摘されている地震から市民の生命および財産を守るため、改定春日部市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断や耐震補強工事を行う市民等を支援するなど、住宅その他建築物の耐震化を促進する必要がある。
a-1 a-2	浸水想定区域や地震の揺れの大きさの分布を事前に市民等へ周知することで、市民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立など、被害の軽減に極めて有効であることから、引き続き周知に努めていく必要がある。
a-1 a-2 a-3 a-4	災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を市民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要がある。また、常に市民ニーズの把握に努めておく必要がある。
a-1 a-2 a-4	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
a-1 a-4	緊急車両や救援物資運搬車両が通行するための緊急輸送道路をはじめとした幹線道路を整備し、迅速な対応が可能な道路環境を整備および維持していくことが重要である。
a-2	市内には、多くの河川が流れているため、河川氾濫や内水被害等による洪水浸水被害に対して、河川や水路、ポンプ場の整備とあわせて、雨水流出抑制対策や農地、緑地などによる保水能力の維持向上策について、十分な対応措置を講ずる必要がある。
a-2	洪水被害等の発生、または発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、すみやかに水防活動を実施することが重要である。
a-3	*連続立体交差事業による鉄道の高架化や駅周辺の再整備により、交通の円滑化とともに、避難ルートへの分断や、踏切による事故といった、リスクの回避を図る必要がある。
a-4	避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するため、市、市民、自治会および学校など関係機関は、連携して訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する必要がある。また、急激な生活環境の変化や大人数による集団生活の中で、プライバシーや防犯、安全等の面から、災害時に配慮を要する女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等が不安なく避難生活を送れるよう、これら避難者の視点に立った避難所運営に努める必要がある。



備えるべき
目標

b 救助、救急、医療活動により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態

- b-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
- b-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
- b-3 地域の衛生状態が悪化する事態

対象の 事態	回避に向けた評価結果
b-1	災害時には、救助・救急事象が同時多発することに加え、道路等の損壊によって、消防署等による組織的な応急活動が実施できなくなることも予想される。このため、地域ぐるみの防災協力体制の整備や地域コミュニティの活性化、防災訓練の充実、応急手当の普及促進など、災害から地域社会を守っていくことを目的とした対策を推進し、地域が連携した防災体制の確立を図る必要がある。また、災害時に弱い立場にある要配慮者が利用している社会福祉施設などにおける避難体制の整備と、行政や地域との連携を強化することが重要である。
b-1	避難所では、市外からの通勤・通学者や外出中に帰宅困難となった者も受入れ対象となることから、これらの帰宅困難者に対しても、帰宅するまでの一時的な滞在期間中、物資や滞在スペース等を提供できる体制を整備する必要がある。
b-1	救援部隊など関係機関による救助・捜索活動が早期に実施できるような受援体制の構築をしておく必要がある。
b-1	救助用備品等の分散配備を推進するため、避難所や活動拠点となる市有施設および備蓄倉庫の確保について、検討を行う必要がある。
b-1 b-2 b-3	他市町村や民間団体とあらかじめ協定を締結し、災害時における食料、生活必需品、医薬品などの確保に万全を期しておく必要がある。
b-1 b-2 b-3	要配慮者などを考慮した備蓄品目の充実を図るとともに、福祉避難所となる施設においても、避難者の特性に応じて必要となる品目を確保する必要がある。
b-2	市民が、各種検診の受診や*生活習慣病の予防をするよう啓発するとともに、健康相談を行い、病気の早期発見と早期治療を促進し、被災時にも健康を維持できるよう、健康づくりの充実を図る必要がある。
b-2	災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、医療関係団体等の協力体制を充実することが重要である。
b-2	災害時に急増する医療需要に対応するため、市立医療センターにおいて、専門医療を充実するとともに、救急部門の拡充や、他の医療機関との連携強化を図っていく必要がある。
b-2 b-3	平時から、予防接種の促進など感染症発生予防のための健康指導を行うとともに、感染症流行情報の提供を実施する必要がある。
b-3	災害時には、し尿や廃棄物の処理機能が低下する。トイレ対策やゴミ処分のマナー向上を図るとともに、収集車両や必要な機材を確保するため、他市町村との相互応援協定や業者・団体等との協力関係を充実する必要がある。



備えるべき
目 標

c 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

- c-1 被災等により治安が悪化する事態
- c-2 市職員・施設等の被災により行政機能が低下する事態

対象の 事態	回避に向けた評価結果
c-1	被災等による治安の悪化を防ぐためには、市民一人ひとりが防犯知識を習得し、防犯意識を高めることにより、日常生活の中で犯罪にあわないための取組を実践していくことが重要である。
c-1	災害時には、さまざまな社会的混乱の発生が予測されるため、平時から警察署や自治会、関係機関が連携し、市民等の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取締り、見守り等について万全を期する必要がある。
c-2	災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は、平時から市民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
c-2	災害により施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるような安定的な財政運営を行うとともに、代替施設の準備をしておく必要がある。
c-2	応急危険度判定、*り災証明の発行、被災者台帳の整備など、被災者に対する業務を迅速に処理するため準備をするとともに、災害時における応急対策以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、通常通りの業務が最短で提供できるような組織を構築していく必要がある。
c-2	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に避難所などの拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。



備えるべき
目 標

d 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

- d-1 道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態
- d-2 旅客および物資の輸送が長期間停止する事態
- d-3 情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態

対象の 事態	回避に向けた評価結果
d-1	災害時には、さまざまな交通の混乱等の発生が予測されるため、道路管理者、警察署、民間団体等とが連携・協力し、交通秩序の維持等について万全を期する必要がある。
d-1 d-2	災害時に避難路や緊急輸送道路となるなど、都市基盤施設として重要な役割を果たす幹線道路をはじめとした道路環境の整備を進めていく必要がある。
d-1 d-2	災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要がある。
d-2	道路・線路などが局所的に閉鎖となった場合に、別ルートまたは別の手段による移動が確保できるよう、交通ネットワークの充実を図る必要がある。
d-3	発災後、必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線や安心安全メールはもとより、多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。
d-3	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。
d-3	*情報セキュリティやデータのバックアップ体制の強化により、市保有の情報を守りつづけるとともに、情報サービスの維持向上のための最新技術の活用も検討していく必要がある。



備えるべき
目 標

e 生活・経済活動に必要な物資・ライフラインを
確保し、早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態

- e-1 食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態
- e-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
- e-3 上・下水道や用水の供給停止が長期化する事態

対象の 事態	回避に向けた評価結果
e-1	ライフラインの途絶による被害を抑え、市民の安全を確保するため、物資の供給等に関し民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。また、救援物資の受入れ、仕分け、配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるような、連絡・運搬体制を整備する必要がある。
e-1	物流ルートを実際に確保するため、道路・橋りょう等の輸送基盤の整備を着実に進めるとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。
e-1	災害時にも、物資等の市外からの供給機能の低下による不足が生じないように、農業や工業による市内の生産体制および商店などの流通供給体制の構築と強化を図る必要がある。
e-2	*再生可能エネルギーと蓄電設備の組合せや非常電源の導入等を積極的に検討し、電気などのエネルギー供給の停止時にも、行政機能および避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。
e-2 e-3	県、市およびライフライン事業者により、電気、ガス、上下水道などのライフライン施設の強化を図るとともに、被災した場合には、市および関係機関においてそれぞれの活動体制を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や市民への対応等を迅速に実施する必要がある。
e-3	上水道の供給停止や下水道の使用停止を想定し、平時からの備蓄について市民への啓発を継続的に実施するとともに避難所等への配布・配備体制の充実を図る必要がある。また、代替施設の把握について検討する必要がある。



備えるべき
目 標

f 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

- f-1 農業・産業の生産力が低下する事態
- f-2 金融機能の低下等により、経済活動が停滞する事態

対象の 事態	回避に向けた評価結果
f-1	平時から、市内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工などの停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
f-1	地域や企業相互の連携を図り、産業の活性化とあわせて、技術力向上とリスク分散を進めていく必要がある。
f-1	施設の再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、再建に向けたすみやかな総合的対策を展開する必要がある。
f-1 f-2	産業の根幹となる労働力を確保するための就業や起業への支援など、災害時の経済サイクル維持に向けた対策を講ずる必要がある。

備えるべき
目 標

g 二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

- g-1 大規模延焼が発生する事態
- g-2 洪水抑制機能の大幅な低下により二次災害が発生する事態
- g-3 危険物・有害物質等が流出する事態

対象の 事態	回避に向けた評価結果
g-1	火災等による被害を未然に防止し、または最小限にとどめるためには、平時における防災訓練等の実施により、市、関係機関および市民等がとるべき防災活動を実践し、防災対策を習熟するとともに、自衛消防訓練の指導などにより事業所や建物の所有者等の防災意識の高揚と初期消火設備の配備に万全を期す必要がある。
g-1	同時多発的かつ広範囲の火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、特に住宅密集地にあっては空き家対策や、道路、公園などの延焼防止のためのオープンスペースの確保、水利施設の適正配置などの防災性を高めていくまちづくりを計画的に推進することが重要である。
g-2	雨水が河川や水路にいきなり流れ込むことを抑制するため、農地や緑地を保全するとともに、一時雨水貯留や敷地内浸透の推進により、市域全体で総合的な治水機能を維持・向上していく必要がある。
g-3	事業所における危険物・有害物質等の管理指導を徹底し、流出等の未然防止対策や事故防止策を求め、事業所や市民の危険物等への知識と意識を高めるとともに、 *NBC災害への迅速な対応が必要である。



備えるべき
目 標

h 大規模災害後でも迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態

- h-1 災害廃棄物・産業廃棄物等の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- h-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- h-3 広域かつ長期的な浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- h-4 労働力の減少および地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

対象の 事態	回避に向けた評価結果
h-1	すみやかに災害廃棄物の処理を行えるよう、近隣市町等との連絡を密に行い、当該ごみ発生量の把握、処理計画の立案、実施体制の確保に努め、ごみ処理に万全を期する必要がある。
h-1	がれきを適正、円滑に処理するとともに、最終処分量の削減を図るため、関係機関との連携により、仮置場の適正配置および計画的な管理、搬入・搬出を通じて、分別を徹底し、できる限り再利用する必要がある。
h-2	道路、鉄道、河川の整備を進めるとともに、公園、公共施設の適正配置と点検改修を行い、災害に強いまちづくりを計画的に実施し、すみやかな復旧・復興活動が行われるような基盤を構築していくことが重要である。
h-2	住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、県と連携・協力しながら、「応急的な住宅の確保」および「公的住宅の供給」を実施しつつ、自力による復旧・復興を基本とし、必要に応じた支援体制を整える必要がある。
h-3	国、県および市が実施する河川・水路の整備はもとより、洪水調節機能の向上や水防活動の強化など、総合的な水害対策を、市と市民が協力し実施していく必要がある。
h-4	市内産業の活性化により、雇用の促進を図るとともに、企業との災害協定の充実を図り、災害時にも労働力を確保することが、復旧・復興には必要不可欠である。
h-4	交流都市、関係機関および民間団体等と災害時における相互応援協定を締結し、平時から相互に必要な資料、情報の交換等を行うとともに、当該協定の具体的運用について協議し、人員が不足する業務（応急危険度判定、り災調査、被災者への保健栄養指導、心のケア等の応急業務など）の円滑な実施体制を整備する必要がある。
h-4	災害時において、市の果たし得る能力には限界があり、多くの被災者に対しきめ細かな援助を行うためにはボランティアの協力が不可欠である。このため、ボランティアの能力を十分に発揮し、効果的なボランティア活動を行えるよう受入れや派遣の体制整備に努める必要がある。
h-4	*自主防災組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図るため、自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を市民等に呼びかけ、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。
h-4	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。
h-4	復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から、住民等と将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。



3. 強靱化に向けた取組

(1) 強靱化の推進に向けた分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために取り組むべき施策を検討しました。

取り組むべき施策については、本計画の7つのまちづくりの基本目標に基づき、分野を設定します。

＜設定する分野（まちづくりの基本目標）＞

- 1 子育て・教育
- 2 福祉・保健・医療
- 3 市民参加・文化・スポーツ
- 4 環境・防災・生活
- 5 観光・産業・経済
- 6 都市基盤
- 7 行財政

(2) 各分野の強靱化に向けた取組

本計画の各分野（まちづくりの基本目標）における施策と脆弱性評価で設定した24の「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表の通り整理しました。

強靱化の推進に向けた取組については、各施策のページに記載しています。

さまざまな取組を通じて

- ・被害をできる限り小さくすること
- ・被害を受けた時、迅速に回復することを目指します。



「起きてはならない最悪の事態」と
分野別施策との整理対照表 マトリクス

分野	政策	施策	被害の発生抑制により 人命を保護する				救助、救急、医療活動に より人命を保護する			必要不可欠な行政 機能確保する		
			a-1	a-2	a-3	a-4	b-1	b-2	b-3	c-1	c-2	
〔子育て・教育〕	1-1 安心して子どもを産み、楽しく子育てできるまちをつくる	1-1-1 出産や育児に希望が持てる地域社会の確立					●	●				
		1-1-2 仕事と子育ての両立支援					●					
	1-2 知・徳・体のバランスがとれた子どもを育てるまちをつくる	1-2-1 「生きる力」を育む学校づくりの推進										
		1-2-2 一人ひとりを大切にされた教育の推進					●					
		1-2-3 充実した学校環境づくりの推進	●									
	1-3 思いやりの心と夢をもった青少年を育てるまちをつくる	1-3-1 青少年教育の推進										
		1-3-2 青少年健全育成事業の推進					●					
	〔福祉・保健・医療〕	2-1 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる	2-1-1 高齢者の生きがいづくりの推進						●			●
			2-1-2 高齢者の生活支援						●			
2-1-3 介護を受けないための予防の推進							●					
2-1-4 介護サービスの充実							●	●				
2-2 障がい者（児）が自立して暮らせるまちをつくる		2-2-1 障がい者（児）の自立と生活支援					●	●				
		2-2-2 障がい者（児）の社会参加の促進					●	●				
2-3 共に支えあい自立して暮らせるまちをつくる		2-3-1 地域で支える福祉の充実										
		2-3-2 生活保護と自立の支援										
2-4 いつまでも健康に暮らせるまちをつくる		2-4-1 生涯にわたる健康づくりの推進					●	●				
		2-4-2 病気の予防と早期対策の充実					●	●	●			
		2-4-3 適正な健康保険事業の推進					●	●				
		2-4-4 地域医療提供体制の充実					●	●	●			
		2-4-5 市立医療センターの基幹機能の充実						●				
〔市民参加・文化・スポーツ〕		3-1 市民と行政が協働し、コミュニティの輪が広がるまちをつくる	3-1-1 市民参加と協働の推進									
			3-1-2 コミュニティ活動の活性化									
			3-1-3 国際交流の推進									
	3-2 一人ひとりの個性と人権が尊重されるまちをつくる	3-2-1 人権を尊重するまちづくりの推進										
		3-2-2 男女共同参画の推進										
	3-3 だれもが学べ、地域に生かせるまちをつくる	3-3-1 社会教育の充実									●	
		3-3-2 生涯学習の振興										
	3-4 文化・芸術や郷土の歴史を大切にすまちをつくる	3-4-1 文化・芸術の創造と振興									●	
		3-4-2 郷土の歴史と文化遺産の保護と活用										
	3-5 スポーツ・レクリエーションを楽しめるまちをつくる	3-5-1 スポーツ・レクリエーション活動の推進										



「起きてはならない最悪の事態」と
分野別施策との整理対照表 マトリクス

分野	政策	施策	被害の発生抑制により人命を保護する				救助、救急、医療活動により人命を保護する			必要不可欠な行政機能を確保する	
			a-1	a-2	a-3	a-4	b-1	b-2	b-3	c-1	c-2
〔環境・防災・生活〕	4-1 環境にやさしいまちをつくる	4-1-1 環境にやさしい持続可能な取組の推進									
		4-1-2 ごみ減量・リサイクルの推進							●		
		4-1-3 身近な環境問題をみんなで考え、行動する取組の推進							●		
	4-2 地域と共に災害に強いまちをつくる	4-2-1 災害に強いまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		4-2-2 消防・救急・救助体制の充実・強化	●	●	●	●	●	●			
		4-2-3 地域の防災力の確立	●	●	●	●	●		●	●	
	4-3 犯罪や事故のない安全に暮らせるまちをつくる	4-3-1 犯罪抑止のまちづくりの推進								●	
		4-3-2 交通安全対策の推進					●				
		4-3-3 安全・安心で豊かな消費生活の推進								●	
	〔観光・産業・経済〕	5-1 魅力を活かし、人が集まるまちをつくる	5-1-1 魅力ある観光資源の連続性向上と情報発信								
5-1-2 中心市街地にふさわしい活気あふれる商店街の形成											
5-2 新たな仕事を生み出し、働きやすいまちをつくる		5-2-1 多様な働き方への支援									
		5-2-2 新たな地域産業の創出									
5-3 商工業がさかんなまちをつくる		5-3-1 活力ある工業の基盤づくりへの支援と地域産業の魅力発信									
		5-3-2 身近で楽しめる商業環境の充実									
5-4 安全で、おいしい農産物のあるまちをつくる		5-4-1 農業が継続的に行われる環境整備									
		5-4-2 魅力ある農産物の生産と消費拡大									
〔都市基盤〕	6-1 鉄道駅を中心とした魅力あるまちをつくる	6-1-1 魅力とにぎわいのある中心市街地の創出	●		●						
		6-1-2 鉄道駅周辺の更新・再生	●		●						
		6-1-3 活力あるまちの創出								●	
	6-2 地域の特色を生かした選ばれるまちをつくる	6-2-1 計画的な土地利用の推進									
		6-2-2 世代がつながる居住環境の推進	●								
	6-3 公共交通を便利に利用できるまちをつくる	6-3-1 公共交通ネットワークの形成			●						
	6-4 活力ある都市基盤を将来につなげるまちをつくる	6-4-1 円滑に移動できる幹線道路の整備				●					
		6-4-2 安心・安全に通行できる生活道路の整備	●			●					
		6-4-3 親しみのある公園の形成と緑化の推進		●							
		6-4-4 総合的な治水対策の推進		●							
	6-5 安定した水供給と適切な水処理ができるまちをつくる	6-5-1 安全で安定した水の供給							●		
		6-5-2 環境と暮らしを支える公共下水道の充実									



交通ネットワーク、 情報通信機能を確保する			生活・経済活動に必要な 物資・ライフラインを 確保し、早期復旧を図る			経済活動を機能 不全に陥らせない		二次災害を発生させない			大規模災害後でも迅速な 再建・回復ができるようにする			
d-1	d-2	d-3	e-1	e-2	e-3	f-1	f-2	g-1	g-2	g-3	h-1	h-2	h-3	h-4
道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態	旅客および物資の輸送が長期間停止する事態	情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態	食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	上・下水道や用水の供給停止が長期化する事態	農業・産業の生産力が低下する事態	金融機能の低下等により、経済活動が停滞する事態	大規模延焼が発生する事態	洪水抑制機能の大幅な低下により二次災害が発生する事態	危険物・有害物質等が流出する事態	災害廃棄物・産業廃棄物等の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	広域かつ長期的な浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	労働力の減少および地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
				●						●				
											●			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		●	●					●						●
														●
●														●
														●
			●			●								●
			●			●	●							●
			●			●	●							●
					●	●			●			●	●	●
			●			●								●
●	●							●				●		
●	●							●				●		
			●					●				●		
			●					●	●				●	
					●				●			●	●	
●					●							●		
●					●							●		

※「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組がある施策の欄に「●」を記しています。

基本計画

国土強靱化



「起きてはならない最悪の事態」と
分野別施策との整理対照表 マトリクス

分野	政策	施策	被害の発生抑制により人命を保護する				救助、救急、医療活動により人命を保護する			必要不可欠な行政機能を確保する	
			a-1	a-2	a-3	a-4	b-1	b-2	b-3	c-1	c-2
〔行政〕	7-1 戦略的な行政運営をすすめる	7-1-1 戦略的・計画的な行政運営の推進				●					●
		7-1-2 ICTの活用による情報化施策の推進									●
		7-1-3 シティセールスの推進と広報の充実									●
	7-2 安定した財政運営をすすめる	7-2-1 安定した財政運営				●					●
	7-3 身近で信頼される市役所づくりをすすめる	7-3-1 窓口サービスの向上				●					●
		7-3-2 市民ニーズの的確な把握				●					
		7-3-3 職員の育成と効果的な組織運営									●



交通ネットワーク、 情報通信機能を確保する			生活・経済活動に必要な 物資・ライフラインを 確保し、早期復旧を図る			経済活動を機能 不全に陥らせない		二次災害を発生させない			大規模災害後でも迅速な 再建・回復ができるようにする			
d-1	d-2	d-3	e-1	e-2	e-3	f-1	f-2	g-1	g-2	g-3	h-1	h-2	h-3	h-4
道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態	旅客および物資の輸送が長期間停止する事態	情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態	食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	上・下水道や用水の供給停止が長期化する事態	農業・産業の生産力が低下する事態	金融機能の低下等により、経済活動が停滞する事態	大規模延焼が発生する事態	洪水抑制機能の大幅な低下により二次災害が発生する事態	危険物・有害物質等が流出する事態	災害廃棄物・産業廃棄物等の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	広域かつ長期的な浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	労働力の減少および地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
														●
		●												
		●												
		●												

※「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組がある施策の欄に「●」を記しています。

基本計画

国土強靱化

